

3. 被災された方々へのA I（人工知能）を活用した情報提供について（※台風15号からの継続）

被災された方からの生活再建等に関するお問合せに24時間自動で対応するため、国立研究開発法人 防災科学技術研究所との包括協定に基づく協力を得て、「LINE」上で、A Iが質問に回答するA Iチャットボットにより情報提供を行う。

〈総務部 行政改革推進課 043-223-2046〉

4. 被災者生活再建支援法の適用

台風15号及び19号により、全壊、大規模半壊等の被害があった世帯に対し、支援金を支給。

適用地域：県内全域

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

5. 住まいに関する支援

（1）被災家屋の修繕等に対する支援

①住宅の補修工事に関する情報提供（※台風15号からの継続）

被災した住宅の補修工事（ブルーシート張りを含む）が可能な業者の情報を県ホームページに掲載。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

②被災者生活再建支援制度の対象とならない住宅被害への支援

災害救助法による住宅の応急修理については、一部損壊のうち損害割合が10%以上の住宅も対象となり、30万円相当の支援が国から示された。さらに県の独自支援を加え、応急修理と合わせ上限50万円の支援を実施。

災害救助法の対象とならない半壊及び一部損壊については、国の交付金に県の独自支援を加え、被災住宅修繕緊急支援事業補助金として工事費の20%、上限50万円の支援を実施。

市町村においては住宅被害に係る支援制度の受付窓口等を10月29日から順次設置し受付を開始。（11月11日現在、28市町設置済）

〈県土整備部 建築指導課 043-223-3184〉

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

③住宅被害相談窓口の設置（台風15号からの継続）

ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力を得て、台風15号及び、台風19号及び10月25日の大雨の被災者向けの相談窓口を開設。

鋸南町	9月25日(水)～10月 1日(火)
	10月18日(金)～10月24日(木)
鴨川市、富津市、南房総市	9月28日(土)～10月 4日(金)
館山市	10月 2日(水)～10月 8日(火)
木更津市、君津市、袖ヶ浦市	10月 5日(土)～10月11日(金)
市原市、八街市	10月15日(火)～10月20日(日)

芝山町	10月23日(水)～10月25日(金)
成田市	10月30日(水)～10月31日(木)
茂原市	11月15日(金)～11月21日(木)
香取市	11月16日(土)～12月 1日(日)の土日
長柄町	11月16日(土)

今後、相談窓口を順次拡大していく。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

④被災住宅工事相談窓口の設置

一般社団法人全国木造建設業協会の協力を得て、住宅の修理を必要とする被災者に対して、見積作成や工事を請け負う業者を紹介する電話窓口を11月7日から設置。

また、南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町において、対面窓口を設置。

南房総市

11月11日(月)から毎週月曜日、水曜日

館山市、鴨川市、鋸南町

11月15日(金)から毎週火曜日、金曜日

〈県土整備部 住宅課 043-223-3195〉

(2) 住まいの提供

①賃貸型応急住宅（台風15号からの継続）

台風15号、台風19号及び10月25日の大雨で災害救助法が適用された41市町村で住宅に甚大な被害を受けた被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて提供する事業を実施。

10月10日(木)から募集を開始。11月11日現在、6件契約。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3228〉

②県営住宅の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県営住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○県営住宅102戸（千葉地区7戸、東葛・葛南地区4戸、北総地区10戸、香取・海匝・山武地区15戸、君津・安房地区43戸、市原地区20戸、長生地区3戸）

11月11日現在、42戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

③県職員住宅の提供

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県職員住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○矢作職員住宅（千葉市中央区）2戸

〈総務部 総務ワークステーション 043-350-2112〉

④県教職員住宅の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた県教職員住宅の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受入れ開始：10月29日

○教職員住宅10戸（千葉市緑区3戸、南房総市7戸）

11月11日現在、千葉市1戸入居決定

南房総市5戸入居決定

〈教育庁 福利課 043-223-4125〉

⑤国家公務員宿舎の提供（台風15号からの継続）

台風15号及び台風19号の被災者に対して実施していた国家公務員宿舎の無償提供について、令和元年10月25日の大雨の被災者も対象とし実施。

○受け付け開始：10月29日

○国家公務員合同宿舎20宿舎225戸

（千葉市28戸、習志野市46戸、船橋市1戸、松戸市8戸、柏市33戸、

成田市57戸、鎌ヶ谷市19戸、銚子市2戸、印西市21戸、木更津市10戸）

11月11日現在、15戸入居決定

〈県土整備部 住宅課 043-223-3232〉

⑥市町村公営住宅の提供（台風15号からの継続）

被災者を受け入れ可能な市町村公営住宅の情報を県ホームページ等で一括情報提供を行っている。

〈県土整備部 住宅課 043-223-3255〉

⑦旅館・ホテルの提供（台風15号からの継続）

千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を活用し、協力宿泊施設の情報を対象市町村に提供。

○利用対象者：高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を要する方

○対象市町村に情報提供した協力宿泊施設数：67施設（11月11日時点）

○施設の提供内容：宿泊場所、食事及び入浴施設

○情報提供開始月日：9月13日

〈健康福祉部 衛生指導課 043-223-2627〉

6. ボランティアセンターの開設（台風15号からの継続）

市町村災害ボランティアセンターの活動の後方支援等を行うため、千葉県社会福祉

協議会内に「千葉県災害ボランティアセンター」を開設

○開設日：9月12日

○災害ボランティアの受け入れ状況（11月12日18時時点）

- ・7市町でボランティアセンターを開設（千葉市、成田市、佐倉市、市原市、君津市、長柄町、長南町）
- ・県内で、延べ31,680人のボランティアが参加
〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

7. 寄附金の受入れ（台風15号からの継続）

本県への寄附を希望される方のため、株式会社トラストバンクとの協定に基づき、インターネットによる寄附金の受入れを開始。

○受入開始日：9月12日（10月31日 受入れ窓口を追加）

○寄付金サイト：ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」令和元年台風15号災害支援・寄附、令和元年台風19号・21号災害支援・寄附

○千葉県への寄付額（11月13日15時時点）

台風15号 4,247件 / 71,187,904円

台風21号に伴う大雨 1,066件 / 20,379,689円

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

8. 災害義援金の募集（台風15号からの継続）

被災された方々への見舞金として、義援金の募集を開始。

○受入開始日：9月17日

○受付銀行：千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、ゆうちょ銀行

○県にお寄せいただいた義援金額（11月13日15時時点）

9,061件 / 1,037,102,003円

※この他、日本赤十字社、共同募金会でも災害義援金を募集している。

〈防災危機管理部 防災政策課 043-223-3404〉

9. 災害廃棄物処理実行計画の策定

早期の復旧・復興に向けて、県内で発生した災害廃棄物の処理が適正かつ・迅速に行われるよう必要な事項を定めた。

○策定日時：10月24日（木）

〈環境生活部 循環型社会推進課 043-223-2645〉